

預かり保育（おひさまルーム）のご案内



1 対象

本園の預かり保育を利用することができるのは、在園する幼児となります。

2 実施日及び実施時間

- (1) 月曜日から金曜日までの、午前8時から9時まで及び教育課程に係る教育時間終了後から午後6時までです。ただし、土曜、日曜、祝祭日及び幼稚園休業日は除きます。
- (2) 長期休業中（夏休み等）についても同様です。申請をされている方は8時からの利用も可能です。ただし、入園式、開園記念日、夏季閉庁日、都民の日、土日行事の振替休業日、修了式、年末年始（12月29日～1月3日まで）を除きます。長期休業中は原則として登録利用の幼児が対象となります。

3 実施定員

- (1) 登録申請は35人まで受け付けます（令和5年度から継続される方を含む人数となります）。入園当初は、慣らし保育があります。
- (2) 一時利用については、定員は10人です。
- (3) 一時利用は、利用日数の制限があります。月1回が基本です。緊急の場合はご相談のうえ、お預かりします。

4 費用

令和元年度に改定され、文京区から「保育の必要性」の認定を受けた方が、無償化の対象となります。
認定を受けるためには、認定申請書及び証明書類等の提出が必要です。
認定を受けていない方は、日額450円の費用が掛かります。利用料金は利用月の翌月に口座振替でお支払いいただきます。



5 申請方法

- (1) 登録利用を希望される方は、「預かり保育登録利用申請書」と保護者の「在職証明書」（自営業の方は、「就労状況申告書」）を、また、介護等を理由とする場合は「介護状況申告書」を提出していただきます。申請は、園に希望を申し出ていただいた上で、区へ電子申請をしていただきます。
- (2) 一時利用を希望される方は、申し込み用紙に利用日を記入し、幼稚園に提出してください。（学年によって利用開始日が違います。その都度、お知らせします）初めてご利用される方は自動払い込みの手続きが必要になります。
※必要書類を幼稚園まで取りに来てください。希望者多数の場合は、抽選となります。 h

*書類は区ホームページからダウンロードできます。

*申請には期限があります。締め切り日を確認のうえ、遅れないように申請してください。

